

令和2年第4回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	基本構想・ 基本計画案	その他の 議案	計	報告
2件	6件	2件	8件	18件	4件

1 予算案

- (1) 令和2年度広島市一般会計補正予算（第3号）
- (2) 令和2年度広島市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

2 条例案

- (1) 広島市附属機関設置条例の一部改正について（都市整備局）

サッカースタジアムの整備等に係る事業者の選定に関する事項を審議するため、市長の附属機関として広島市サッカースタジアム整備等事業者選定審議会を設置するもの

施行期日 令和2年8月1日

- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（企画総務局）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する感染症防疫作業従事職員に支給する特殊勤務手当の特例を設けるもの

3,000円/日（心身に著しい負担を伴う作業に従事した場合は4,000円）の範囲内

施行期日 公布の日

(3) 広島市市税条例等の一部改正について (財政局)

地方税法等の改正に伴うもの

(主な改正内容)

1 個人の市民税

(1) 令和3年度分の個人市民税から、寡婦(寡夫)控除を見直し、寡婦控除及びひとり親控除に改める。

現行		改正	
区分	控除額	区分	控除額
寡婦控除	扶養なし 〔夫と死別の場合のみ〕	寡婦控除	26万円(0)
	子以外扶養		
	子扶養	30万円(26万円)	ひとり親控除
寡夫控除 〔子を扶養する場合のみ〕	26万円(0)		
	〔上記以外のひとり親〕		-

※ () 内は前年の合計所得金額が500万円超の場合の控除額

施行期日 令和3年1月1日

(2) 令和3年度分の個人市民税から適用される未婚のひとり親に対する非課税措置の対象を拡大し、児童扶養手当受給者以外の者を加える。

施行期日 令和3年1月1日

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となり文部科学大臣が指定したイベントの入場料金等に係る払戻請求権を放棄した場合において、当該放棄した金額を寄附金とみなし、一定の金額を所得割の額から控除する。

施行期日 令和3年1月1日

- (4) 住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた一定の住宅については、令和2年12月31日までとされている入居の期限を令和3年12月31日まで延長する。

施行期日 令和3年1月1日

2 固定資産税

- (1) 土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡した場合に、現に当該土地又は家屋を所有する者に氏名、住所等を申告させるとともに、正当な事由なく申告しなかったときには過料を科する。

施行期日 令和3年1月1日

- (2) 一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合に、その使用者を所有者とみなして課税できる措置を講ずる。

施行期日 公布の日

- (3) 水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準について、価格に3分の2を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。

施行期日 公布の日

- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備のうち、出力が5,000kW以上の水力発電設備に係る課税標準の特例措置について、2年延長するとともに、価格に特例として乗じる割合を3分の2から4分の3に改める。

施行期日 公布の日

- (5) 地域再生法に基づく地域再生計画に従い認定を受けた事業者が本社機能を拡充し、又は東京23区から移転した場合に取得した一定の固定資産に係る税率の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

施行期日 公布の日

- (6) 生産性向上特別措置法に規定する導入促進基本計画に従い中小事業者等が取得した一定の固定資産に対する課税標準の特例措置について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、その適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

施行期日 公布の日

- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により前年と比べて収入が一定程度減少している中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の課税標準について、価格に2分の1又は零を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。

施行期日 公布の日

3 軽自動車税

3輪以上の軽自動車（自家用の乗用車に限る。）を取得した場合の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

施行期日 公布の日

4 市たばこ税

紙巻たばこに類似する軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満のもの）について、紙巻たばこへの換算方法を以下のとおり段階的に改める。

葉巻たばこ1本当たりの重量	現 行	改 正	
		R2.10.1～R3.9.30	R3.10.1～
0.7g未満	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算	葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算
0.7g以上 1g未満		(現行に同じ。)	
1g以上			(現行に同じ。)

施行期日 令和2年10月1日
令和3年10月1日

- (4) 広島市証明等手数料条例の一部改正について（企画総務局）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードの交付等に関する事務が廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するもの

施行期日 公布の日

- (5) 広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部改正について（財政局ほか）

地方税法の改正に鑑み、税外収入金等の延滞金に係る割合の名称を改めるもの

施行期日 令和3年1月1日

(6) 広島市介護保険条例の一部改正 (主な改正内容)
 について (健康福祉局)

介護保険法施行令の改正に伴い、世帯全員が市民税非課税である第1号被保険者に係る令和2年度の保険料率を改定するもの

所得段階	対 象 者		現行 (年額)	改正 (年額)
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		2万7,765円	2万2,212円
		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下		
第2段階	世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	4万4,424円	3万7,020円
第3段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	5万3,679円	5万1,828円

施行期日 公布の日

3 基本構想・基本計画案

(1) 広島市基本構想の改定について (企画総務局) 広島市基本構想の改定

(2) 第6次広島市基本計画の決定等について (企画総務局) 第6次広島市基本計画の決定及び第5次広島市基本計画の廃止

4 その他の議案

(1) 公の施設の指定管理者の指定について（都市整備局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

井口住宅附設駐車場

2 指定の相手方

株式会社 第一ビルサービス

3 指定の期間

令和2年7月1日～令和7年3月31日

(2) 市道の路線の廃止について（道路交通局）

東1区193号線など4路線

(3) 市道の路線の認定について（道路交通局）

東1区193号線など24路線

(4) 契約の締結について
(環境局)

安佐北工場燃焼設備等改修工事

工事場所 安佐北区可部町大字中島

工事概要 燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、
排ガス処理設備、通風設備、
灰出し設備及び電気計装設備
の改修工事

請負金額 35億900万円

請負人 JFEエンジニアリング株式
会社

工期 契約成立の日から令和5年3
月10日まで

(5) 契約の締結について
(道路交通局)

府中祇園線道路改良工事

工事場所 東区の中山東一丁目、中山西
二丁目、中山南一丁目及び中
山南二丁目

工事概要 西日本旅客鉄道芸備線と交差
する地下道路延長45メート
ルの建設工事

委託金限度額 16億859万2,000円

委託先 西日本旅客鉄道株式会社

工期 契約成立の日から令和6年3
月31日まで

(6) 変更契約の締結について
(都市整備局)

^{だあがわ}台川バイパス水路築造工事 (その2)

1 請負金額の変更

変更前	4億9,356万円
変更後	6億4,260万7,800円

2 工期の終期の変更

変更前	令和 2年 9月30日
変更後	令和 3年 3月31日

変更理由

立坑工の追加等による。

(7) 変更契約の締結について
(道路交通局)

温品二葉の里線中山高架橋 (仮称)
下部工事 (その1)

工期の終期の変更

変更前	令和 2年 8月28日
変更後	令和 2年12月28日

変更理由

関連工事との工程調整による。

(8) 変更契約の締結について
(道路交通局)

温品二葉の里線中山高架橋 (仮称)
上部工事 (その2)

工期の終期の変更

変更前	令和 2年 9月30日
変更後	令和 3年 3月31日

変更理由

関連工事との工程調整による。

5 報告

(1) 繰越明許費の繰越しの報告について (企画総務局ほか)

一般会計、競輪事業特別会計、中央卸売市場事業特別会計、国民宿舎湯来ロッジ等特別会計

(2) 事故繰越しの繰越しの報告について (市民局ほか)

一般会計

(3) 予算繰越しの報告について
(水道局ほか)

水道事業会計、下水道事業会計

(4) 法人の経営状況報告について
(市民局ほか)

公益財団法人広島市文化財団など14件

[参考]

(1) 佐伯区を除く各区選挙管理委員
及び補充員の選挙について
(選挙管理委員会)

任期満了によるもの